

西条市監査委員 殿

西条市長 玉 井 敏 久 印

## 平成 30 年度財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成 31 年 3 月 14 日付西監第 120 号の財政援助団体監査の結果報告に基づき、又は財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査対象部課等	保健福祉部 高齢介護課
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講ずる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(6) 西条市老人クラブ連合会に関する指摘事項</p> <p>ア 団体事務局の事務処理について</p> <p>(a) 補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等の提出に際し、団体組織としての決裁処理が行われていないので、適切な事務執行をされたい。</p> <p>(b) 補助事業等実績報告書に添付された「収支決算書」について、団体の財政事情を明らかにするためにも繰越金を明記されたい。</p> <p>(7) 保健福祉部高齢介護課に関する指摘事項</p> <p>ア 補助金交付事務について</p> <p>(a) 西条市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、事業実施前に補助金交付申請を提出するよう団体に対し指導をされたい。</p> <p>(b) 補助金額の確定について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項に規定されている「歳出の会計年度区分」に基づき、「支</p>	<p>(6) 西条市老人クラブ連合会に関する指摘事項</p> <p>ア 団体事務局の事務処理について</p> <p>(a) 西条市事務決裁規定に準じ、部長を会長、課長を事務局長と読み替えるとともに、会長を最終決裁者とするることにより、西条市老人クラブ連合会の決裁処理の適正化を図ることとした。</p> <p>(b) 今後、補助金等交付申請書に添付する収支予算書には、前年度からの繰越金を、補助事業等実績報告書には、次年度への繰越金を、それぞれ明記することとした。</p> <p>(7) 保健福祉部高齢介護課に関する指摘事項</p> <p>ア 補助金交付事務について</p> <p>(a) 西条市老人クラブ連合会に対し、今後の補助金の交付申請については、事業実施前に補助金等交付申請書を提出するよう指導を行った。</p> <p>(b) 西条市老人クラブ連合会に対し、当該補助金の交付を受けた日の属する年度内に、補助事業等実績報告書を提出する</p>

出負担行為をした日の属する年度」に実績報告書等の内容を精査のうえ、補助金額の確定に係る決裁処理をされたい。

(c) 団体から不備がある提出書類を受理しているなど、じゅうぶんな確認、審査がなされていないように見受けられる。補助金交付申請事務及び受付事務を行う際には、所管部署と団体事務局の事務を混同することなく明確に書類等を区分し事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しを図られたい。

#### イ 準公金の取り扱いについて

(a) 「事務局が行う準公金の出納保管事務の取り扱いマニュアル」に基づく払込み、払出し等の伝票処理がなされていないので、同マニュアルに基づき適切な会計事務処理をされたい。

(b) 準公金の取り扱いに際し、現金を長期間保管している事例が見受けられたので、やむを得ず現金を取り扱う場合は、適切に管理されたい。

よう指導を行った。

補助金交付年度内に提出を受けた補助事業等実績報告書は、その内容を精査し、当該年度内に補助金額の確定に係る決裁処理を行うこととした。

(c) 西条市補助金等交付規則及び西条市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱に基づき、提出された補助金等交付申請書などの記載が適正であるか内容精査を確実に行うとともに、回付する際には、担当職員以外において再度内容確認を行うことでチェック体制の強化を図った。

なお、団体側としては、会長を最終決裁者とし、市と団体の決裁区分を明確に分けることで事務処理の適正化を図った。

#### イ 準公金の取り扱いについて

(a) 担当職員は、準公金の出納事務に際し、「事務局職員が行う準公金の出納保管事務の取り扱いマニュアル」に基づく伝票を必ず作成し、適切な会計事務処理を行うこととした。

(b) 担当職員がやむを得ず西条市老人クラブ連合会の現金を取り扱う場合は、長期間の保管を避けるため速やかに伝票を作成し、原則として当日中にその入出金を行うこととした。